

川崎市立川崎病院疑義照会プロトコール

目的

処方せんに対する疑義照会は薬剤師の責務（薬剤師法第 24 条）であり、疑義照会に回答することは医師の責務（保険医療機関及び保険医療養担当規則第 23 条 2 項）である。一方、疑義照会により患者の待ち時間は延長し、多忙な診療の中で疑義照会への回答が医師の負担となっているのも事実である。そこで、厚生労働省医政局長通知（医政発 0430 第 1 号）「医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進について」を基に、あらかじめ医師の回答が「了」とされる形式的な疑義照会については、「疑義に当たらない」とするプロトコール（医療機関と保険薬局の事前に合意された手順書）を作成し、薬剤師法第 23 条 2 項に規定する「医師の同意」が包括的になされているものとみなすことで形式的な疑義照会を減らし、薬局での患者待ち時間の短縮と医師の負担軽減を図る。それにより、時間的・経済的に効率化を向上させ、本来必要である医療の質の向上にリソースを充て、また、薬剤師の薬学的専門的見地の活用を通じ医師等と協働により、患者に対し質の高い医療を提供する。

疑義照会プロトコールの原則

1. 患者に不利益がない
2. 患者の了承を得ている
3. 患者に金銭的負担が発生又は増加する場合は、十分な説明と同意を得ている
4. 処方せんに「変更不可」と指示がある場合は疑義照会プロトコールの対象外とする

形式的な疑義照会項目

1. 成分が同一の銘柄変更（例 フォサマック 35mg⇔ボナロン 35mg）
2. 内服薬の剤形変更（例 OD錠⇔普通錠 錠⇔散）
3. 内服薬の規格変更（例 5mg 2錠→10mg 1錠）
4. 半割・粉碎・混合
5. 医療上の必要性が認められる一包化
6. 軟膏・クリーム剤の規格変更（例 5g 2本⇔10g 1本）

処方変更・調剤後の連絡方法

本プロトコールに基づき処方変更し調剤した場合は、処方せんの備考欄に変更内容とともに「事前確認済み」と記載する。また、お薬手帳に変更内容及び「事前確認済み事項に基づき変更」と記載し、次回診察時に医師にお薬手帳を見せるように患者に説明する（医師への報告方法とする）。お薬手帳を持参していない、もしくは、患者の手帳管理に心配を感じる場合は、本プロトコールの対象外とする。